

公有財産使用承認申請書

第 号
年 月 日

文化観光スポーツ部観光振興課長 殿

課長等名 印

下記のとおり公有財産の使用の承認を受けたいので申請します。

- 1 財産の種類及び名称：沖縄観光情報センター
イベントスペース 又は 展示コーナー
- 2 所在、地番、地目又は構造及び数量：那覇市泉崎1丁目20-6
カフーナ旭橋A街区2階
- 3 使用を必要とする理由及び使用目的：
- 4 使用期間：令和元年 月 日～令和 年 月 日

※イベントスペースの使用の場合には、イベントの実施計画書（運営マニュアル、実施レイアウト、実施体制図、タイムスケジュール、施工プラン等イベント内容がわかる資料）を併せて提出すること。

※展示スペースについては、展示する内容がわかる資料を併せて提出すること。

第8号様式（第25条関係）

（沖縄県の課等が使用する場合）

公 有 財 産 使 用 承 認 書

第 号
年 月 日

殿

課長等名 印

年 月 日付け 第 号をもって申請のありました下記公有財産
の使用については、下記のとおり承認します。

- 1 財産の種類及び名称：沖縄観光情報センター
イベントスペース 又は 展示コーナー
- 2 所在、地番、地目又は構造及び数量：那覇市泉崎1丁目20-6
カフーナ旭橋A街区2階
- 3 使用目的：
- 4 使用期間：令和元年 月 日～令和 年 月 日
- 5 使用承認条件 別紙（1）のとおり

使用許可条件

1. 許可した行政財産の維持及び保存の費用の負担をすること。
2. 許可を受けた者以外の者が使用しないこと。
3. 許可した使用の目的以外に使用しないこと。
4. 許可した行政財産の原状を変更しないこと。
5. 許可を受けた行政財産を故意若しくは過失により荒廃させ、若しくは損傷し、又はその他許可条件に違反したときは、原状に回復し、又は県に生じた損害を賠償すること。
6. 知事が必要と認めるときは、使用者に対しその業務等について質問し、帳簿類を調査し、又は参考となるべき事項その他の資料の提出を求めることができること。この場合において、使用者は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は資料等の提出を怠ってはならないこと。
7. 当該行政財産の維持及び保存に必要な場合において、使用者が支出した有益費、必要経費その他の費用があるときは、これを請求しないこと。
8. 使用者は、善良な管理者の注意をもって許可を受けた行政財産の管理の任に当たること。
9. 使用期間中に公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき、又は許可条件に違反する行為があると認めるときは、許可を取り消すことがあること。この場合において、当該取消しによって生じた損失については、県に対して補償を求めないこと。
10. 使用者は、許可期間が満了し、又は許可を取り消されたときは、知事が指定する期日までに許可前の原状に回復して引き渡すこと。
11. 法、規則等の改正があった場合、使用期間中であっても使用料の額の変更を行うことがあること。
12. 使用者は、使用した電気料を別途県との協議により定めた案分負担により負担すること。
13. 四半期ごとに収支状況等の報告を行うこと。

第9号様式（第28条関係）

（一般用：沖縄県の課等以外の者が申請する場合）

行政財産使用許可申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請人 住所
氏名 印

下記のとおり行政財産を使用したいので、許可して下さるよう申請します。

記

- 1 財産の種類及び名称：沖縄観光情報センター
- 2 所在、地番、地目又は構造及び数量：那覇市泉崎1丁目20-6
カフーナ旭橋A街区2階
- 3 使用目的及び用途：
- 4 使用期間：
- 5 使用料の全部又は一部の免除を受けようとする場合は、その理由：
- 6 原形変更したい事項：
- 7 設置したい物件：
- 8 その他参考となる事項：
- 9 添付書類
 - (1) 関係図面
 - (2) その他参考となる書類

※イベントスペースの使用の場合には、イベントの実施計画書（運営マニュアル、実施レイアウト、実施体制図、タイムスケジュール、施工プラン等イベント内容がわかる資料）を併せて提出すること。

※展示スペースについては、展示する内容がわかる資料を併せて提出すること。

第10号様式（第28条関係）

沖縄県指令（ ）（ ）第 号

行政財産使用許可書

（申請者の住所及び氏名）

年 月 日付けで申請のあった行政財産の使用については、地方自治法第238条の4第7項の規定により、下記のとおり許可します。

年 月 日

沖縄県知事

印

記

1 使用許可財産

所在地	那覇市泉崎1丁目20-6 カフーナ旭橋A街区2階		
種類		名称	沖縄観光情報センター
数量		関係図面	

2 使用許可内容

使用目的及び用途				
使用期間	年 月 日から		年 月 日まで	
使用料	円	使用料の 納入期日	使用料の 納入方法	別に発する納入 通知書による。
現形変更許可事項			関係図面	
設置許可物件			関係図面	

3 使用許可条件

（教示）

- この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に沖縄県知事に対し、審査請求をすることができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

使用許可条件

1. 許可した行政財産の維持及び保存の費用の負担をすること。
2. 許可を受けた者以外の者が使用しないこと。
3. 許可した使用の目的以外に使用しないこと。
4. 許可した行政財産の原状を変更しないこと。
5. 許可を受けた行政財産を故意若しくは過失により荒廃させ、若しくは損傷し、又はその他許可条件に違反したときは、原状に回復し、又は県に生じた損害を賠償すること。
6. 知事が必要と認めるときは、使用者に対しその業務等について質問し、帳簿類を調査し、又は参考となるべき事項その他の資料の提出を求めることができること。この場合において、使用者は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は資料等の提出を怠ってはならないこと。
7. 当該行政財産の維持及び保存に必要な場合において、使用者が支出した有益費、必要経費その他の費用があるときは、これを請求しないこと。
8. 使用者は、善良な管理者の注意をもって許可を受けた行政財産の管理の任に当たること。
9. 使用期間中に公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき、又は許可条件に違反する行為があると認めるときは、許可を取り消すことがあること。この場合において、当該取消しによって生じた損失については、県に対して補償を求めないこと。
10. 使用者は、許可期間が満了し、又は許可を取り消されたときは、知事が指定する期日までに許可前の原状に回復して引き渡すこと。
11. 法、規則等の改正があった場合、使用期間中であっても使用料の額の変更を行うことがあること。
12. 使用者は、使用した電気料を別途県との協議により定めた案分負担により負担すること。
13. 四半期ごとに収支状況等の報告を行うこと。

第 11 号様式（第 34 条関係）

沖縄県指令（ ）（ ）第 号

行政財産使用許可取消通知書

（使用者の住所及び氏名）

年 月 日付け沖縄県指令（ ）（ ）第 号で使用の許可をした行政財産について、下記のとおりその使用の許可を取り消します。

年 月 日

沖縄県知事

印

記

使取 用消 許財 可産	所在地	那覇市泉崎1丁目20-6 カパーナ旭橋A街区2階		
	種類		名称	沖縄観光情報センター
	数量等			
使用許可取消年月日		年 月 日		
許可 す を 取 り 理 由		許可 後 の 取 措 消 置		

（教示）

- この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に沖縄県知事に対し、審査請求をすることができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第13号様式の2（第36条関係）

行政財産使用期間変更承認申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請人 住所
氏名 印

下記の行政財産の使用期間を変更したいので、承認して下さるよう申請します。

記

- 1 財産の種類及び名称：沖縄観光情報センター
イベントスペース 又は 展示コーナー
- 2 所在、地番、地目又は構造及び数量：
那覇市泉崎1丁目20-6 カブーナ旭橋A街区2階
- 3 従来の使用許可期間：
- 4 変更しようとする使用期間：
- 5 変更しようとする理由：

第15号様式の2（第36条関係）

行政財産使用期間変更承認書

第 号

年 月 日

（申請人） 殿

沖縄県知事

印

年 月 日付けで申請のあった行政財産の使用期間の変更については、
下記のとおり承認します。

記

- 1 財産の種類及び名称：沖縄観光情報センター
イベントスペース 又は 展示コーナー
- 2 所在、地番、地目又は構造及び数量：那覇市泉崎1丁目20-6
カフーナ旭橋A街区2階
- 3 承認する使用期間：令和元年 月 日～令和 年 月 日
- 4 承認の条件：